

出展者募集中!

BEYOND SDGs エコプロ  
「エコプロEARTH」

「森と木で拓くSDGsゾーン」  
～森と木のある暮らしの提案～

出展のご案内

【申込締切】  
7月24日(金)

【会期】 2026年12月2日(水)～4日(金)

【会場】 「東京ビッグサイト」東ホール

BEYOND  
SDGs エコプロ

エコプロEARTH



【主催】 (一社)日本ウッドデザイン協会、(公社)国土緑化推進機構、日本経済新聞社

日本は国土の約7割を森林が占める、世界有数の「森林大国」です。森林はCO2を吸収・固定し、木材として炭素を貯蔵し、木質エネルギー利用を通してカーボン・ニュートラルに貢献できる、まさに**脱炭素社会実現に向けての切り札といえる素材**です。

戦後に植えられた杉やヒノキなどのいわゆる「人工林」が大きく育ち、高齢化が進んでいます。木は高齢化すると二酸化炭素の吸収量が減ってしまうほか、手をいれない森林は土壌がやせてしまい、自然災害などを引き起こす可能性があります。豊かな水は豊かな森林からの恵みです。いま、**日本の森林は「伐って・使って・植えて・育てる」という森林サイクルをもっと回すことが重要です。**

また、SDGs（持続可能な開発目標）の17目標のうち、14目標が持続可能な森林経営を通して実現できるとされていることから、**森林資源を活かしたSDGsへの新たな取組も芽生えています。**

例年展示を実施して参りました「エコプロ」も今年から新たに「BEYOND SDGs エコプロ」と衣替えをし、大きく3つの展示会を開催します。そのうち**地球環境や脱炭素といった社会課題のソリューションを提示する展示会である「エコプロEARTH」に「森と木で拓くSDGsゾーン～森と木のある暮らしの提案～」を設定**することといたしました。

森林整備・保全や建築物・製品等における木材利用、教育・健康・観光等と関連した森林総合利用、地方創生等の取組を実施している多様な団体等の参画を得た**森と木の総合展示を行う「テーマゾーン」を設定し、本展に集う企業、自治体・官公庁、各業界団体、地域産業・商工団体、イノベーター・オピニオンリーダー・インフルエンサー等を対象に、効果的に森や木で拓くSDGsの取組の価値や意義を訴求します。**

2026年のフィナーレを迎えるこの時期に、是非多くの企業・団体等の皆さまの出展をお待ちしております。

## エコプロ EARTH とは？

1999年以来、持続可能な社会の実現を目指し、次世代技術や製品、サービス、CSR活動、環境保護活動、SDGsなどの最新動向を紹介してきたエコプロを2026年に「地球」「社会」「人」の3つの視点で情報発信する総合イベントへ再構成します。「エコプロEARTH」は、そうした中で、地球環境や脱炭素などグローバルな課題に取り組む展示会として実施します。

会 期	2026年12月2日（水）～4日（金） 10:00～17:00
会 場	「東京ビッグサイト」東ホール
主 催	日本経済新聞社
展示規模	550社・団体／1,000小間（BEYOND SDGs エコプロ全体、見込み）
来場対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業 ● 自治体・官公庁 ● 各業界団体、地域産業・商工団体</li> <li>● 学術機関、国際機関、研究開発機関、専門家</li> <li>● イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー</li> <li>● VIP（国会議員、行政トップ、企業の経営者層ほか）</li> <li>● 一般生活者 ● NPO・NGO、市民団体 ● 学校・教育関係者、学生、児童・生徒</li> </ul>
入 場 料	無料（登録制）
来場者数	65,000人（BEYOND SDGs エコプロ全体、見込み）



主催	(一社)日本ウッドデザイン協会、(公社)国土緑化推進機構、日本経済新聞社
会期	2026年12月2日(水)～4日(金) 10:00～17:00
会場	「東京ビッグサイト」東ホール「エコプロEARTH」会場内
対象	森林・林業・木材や農山村などに関わる取組を実施している <b>企業、行政・団体、NPO、大学</b> など ※ 展示内容は、ゾーンの性質から、森林整備・保全や建築物・製品等における木材利用、特用林産物の利用、教育・健康・観光等と関連した森林総合利用、都市農山村交流、地方創生等の取組となるよう、お願いいたします。

## テーマゾーンの特徴

1

### 森と木に関する総合的なテーマゾーンとして露出！

主催者が制作するWEBサイトや、当日来場者全員に配付されるパンフレット「会場マップ」等で“テーマゾーン”として紹介することで、来場者の注目度が高まります。また、主催者のWEBやメールマガジン等での情報発信などを通して、「森林・木材の活用による社会課題の解決」というテーマゾーンの目的を多面的に伝えます。



2

### シンボル展示等で、幅広い業界関係者の来訪を促進！

テーマゾーン内では、優れた木材利用のデザインを顕彰する「ウッドデザイン賞」の2026年の最新の受賞作品の展示を行うほか、日本の木の文化や技術を海外へ発信する特別賞に関する展示、実際に木に触れて感じていただく実物展示などの企画を実施し、全国から森林・林業・木材・建築・家具等の業界関係者の来訪を促進します。メインステージでは「ウッドデザイン賞2026」の最優秀賞ほか上位賞の表彰式を実施、関連事業者・来訪者をテーマゾーンへいざないます。



3

### 「ミス日本みどりの大使」や各省庁幹部、「ウッドデザイン賞」審査員等が訪問！

テーマゾーン内の全出展団体のブースを、会期中に「ミス日本みどりの大使」が訪れ、記念撮影等を行い、SNS等でのPR支援等にもご活用頂けます（2025実績）。その他、大臣賞を授与している各省や林野庁幹部、ウッドデザイン賞審査員などの有識者も、多数来場予定です。





テーマゾーン全体



企業・行政・NPO・大学等が幅広く出展



各団体が特色あるコンテンツを発信



「ウッドデザイン賞」受賞作品の紹介ゾーン



「ウッドデザイン賞」受賞者等全国の業界関係者が来訪



クラフト体験等を行えるブースも人気

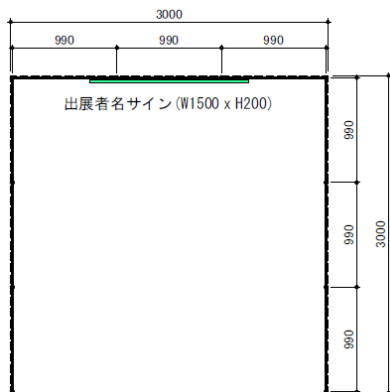
## ● 法人企業・団体 出展ブース仕様

※法人企業・団体出展者の出展ブース仕様は以下の通りとなります。

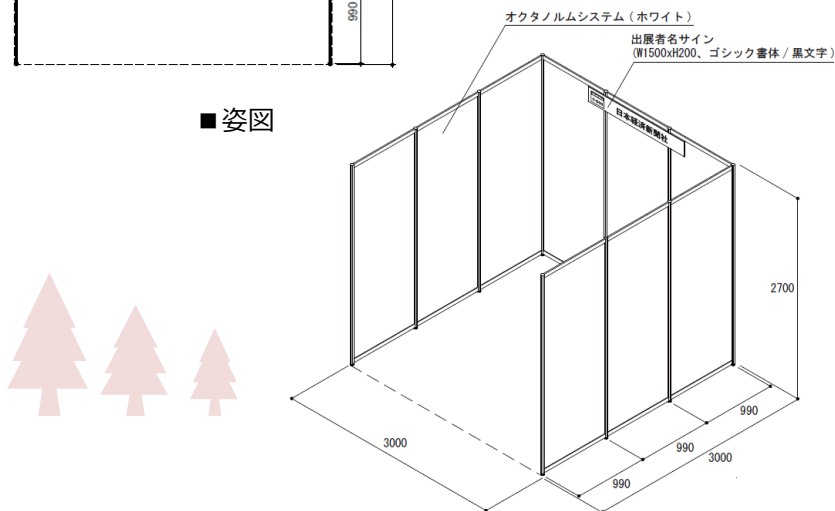
- ◎ テーブル、パイプ椅子、電気・照明器具などの備品の手配は各出展者の負担になります。予めご了承ください。  
詳細につきましては**9月2日(水)**に行う出展者説明会でご案内させていただきます。

### 【1小間の場合】

#### ■ 平面図



#### ■ 姿図



#### ◆ 基本設備

- ① 壁面パネル一式 (9枚)  
※パネル1枚あたり  
W990×H2700
- ② 出展者名サイン 1枚  
(W1500×H200、ゴシック書体/黒文字)

## ● NPO/大学・教育機関 出展ブース仕様

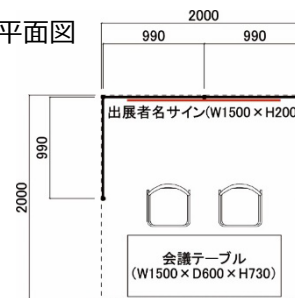
4

※ NPO/大学・教育機関出展者の出展ブース仕様は以下の通りとなります。

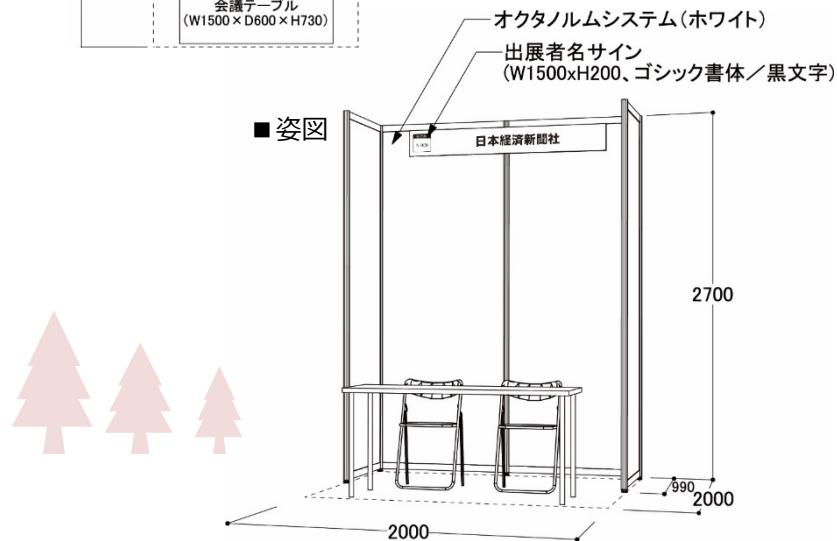
- ◎ 追加のテーブルやパイプ椅子、電気・照明器具などの備品の手配は各出展者の負担になります。予めご了承ください。  
詳細につきましては**9月2日(水)**に行う出展者説明会でご案内させていただきます。

### 【1小間の場合】

#### ■ 平面図



#### ■ 姿図



#### ◆ 基本設備

- ① 壁面パネル一式 (4枚)  
※パネル1枚あたり  
W990×H2700
- ② 出展者名サイン 1枚  
(W1500×H200、ゴシック書体/黒文字)
- ③ テーブル  
(W1500×D600×H730)
- ④ パイプ椅子 2脚

オクタノルムシステム(ホワイト)

出展者名サイン  
(W1500xH200、ゴシック書体/黒文字)

**【1団体あたり出展いただける小間数は1小間までとさせていただきます】**

## 【出展料金】

※金額は全て消費税込み

法人格等	1小間の場合 (間口3m×奥行3m)	2小間の場合 (間口6m×奥行3m)	3小間以上のスペースをご利用の場合
①法人企業・団体 (※1)	484,000円	968,000円	484,000円×小間数

(※1) 社団法人・財団法人等の団体に加えて、企業・団体等が参画している協議会・ネットワーク・研究会等は、公益事業・非営利活動を実施する場合でも、こちらの出展区分となります。

※金額は全て消費税込み

法人格等	ミニブース1小間 (間口2m×奥行2m)
②NPO	55,000円
③大学・教育機関	

### 【区分②③の出展団体の注意事項】

- ✓ 昨年度と同様に、**1団体あたり出展頂ける小間数は1小間まで**とさせていただきます。
- ✓ ご出展いただける全体小間数に制限を設けさせていただく場合があります。規定数を超える場合には抽選とさせていただきますが、予めご了承ください。
- ✓ また、**本企画コーナー②③では共同出展登録登録**はできません。

## 【申込方法】

・ウェブサイト「エコプロEARTH」 (<https://messe.nikkei.co.jp/ea/>) 内の「出展のお申し込みはこちら」にアクセスし、「出展に関する規約」に同意の上、案内に従って出展内容を入力し、お申し込みください。

※ 詳しくは、BEYOND SDGs エコプロ「出展のご案内」に記載の「出展申込方法」をご確認下さい。

- ✓ 出展申込受理後のキャンセルはできません。
- ✓ 9月2日(水)に出展者説明会をオンラインで行います。ご参加ください。

**【申込締切】 7月24日(金)**

## 【お問い合わせ】

出展申込・展示関係のお問い合わせは：

エコプロ 運営事務局  
(株式会社 日経イベント・プロ内)  
TEL: 03-6812-8686  
FAX: 03-6812-8649  
E-mail: [eco-pro@nex.nikkei.co.jp](mailto:eco-pro@nex.nikkei.co.jp)

# 出展規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

## 【1.規約の履行】

1-1.出展者（共同出展者を含みます。以下同じ）は「BEYOND SDGs EXPO」2026年開催の各展示会（「エコプロEARTH」「エコプロSOCIAL」「エコプロWELL」「サキユーターナートナールEXPO」「日経健康経営・コンジビティEXPO」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展することにより、本規約、株式会社日本経済新聞社（以下「主催者」といいます）から提示された「出展のご案内（出展要項）」「出展者説明会」で配布する「出展細則」提出書類、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これを以下「本規約等」とも総称します）を遵守しなくてはなりません。本規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本規約等とは別にいかなる契約書類も締結することはできません。

1-2.出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ代理店等、および展示スペースに於ける設営・撤去業者、展示の運営委託先その他の本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再委託先等を含みますが、主催者を含みません）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者を出展者関係者として「出展者等」とも総称します）をして、本規約等を遵守するものとします。

1-3.出展者等が本規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含み出展申し込みの中止、主催者と出展者との間の本展示会に関する出展契約（以下「本出展契約」といいます）の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・不受理の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができ、出展者等はこれに従うものとします。その際、主催者の判断基準・根拠はあくまでも、本項に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金されず、また出展者が出展料金を支払っていない場合には出展料金の全額を主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合は広告代理店）に支払わなければならないものとします。本出展契約の解除により出展料金以上の損害が主催者およびその関係者へ発生している場合には、主催者は出展者等に対して別途損害賠償を請求します。

1-4.主催者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

## 【2.出展にあつての諸注意】

2-1.本展示会への出展は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などによって限定されます。主催者は、主催者が独自の基準にて定める出展基準に従い、法人、団体および製品・サービスなどが出展に適さない判断した場合（以下①～⑨の事例を含みますが、これらに限られませんが）、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることならびに出展内容の一部変更をすることができ、出展者等は主催者に異議を述べることができません。

①出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあつた場合

②出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合

④他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合

⑤出展者等に法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき

⑥出展者が自らの法的整理事続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合

⑦出展者等が「10.反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合

⑧主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合

⑨その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2-2.主催者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域（以下「指定国・地域」といいます）の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者と契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主催者の判断で主催者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があります。出展者等はこれに従うものとします。

## 【3.出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1.出展者は、出展申込書を主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書は主催者が受領し、出展者を経て、主催者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理とし、本出展契約が成立するものとします。また、出展者は、本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会場案内」製品カタログ「登壇記事証明事項」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、主催者が別途必要な添付資料を求める場合があります。主催者が求める資料を主催者が指定する期日までにご提出いただきたく存じます。出展申し込みを不受理することがあります。

出展申込書、添付資料の他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができず。

3-2.本出展契約の成立後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）に出展料金を請求します。出展者は主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）が定める期日までには主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに主催者への出展料金の支払いがない場合（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店から主催者への出展料金の支払いがない場合）、主催者は本出展契約を解除することができるとします。この場合、出展者は1-3に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います（出展者が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません）。

3-3.主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、長期短期（期中途中の打ち切り）を含みます。以下同じ）または延期する場合があります。主催者による出展者に対する中止の旨の通知が、以下の①～④に属するいずれかの日にされた場合、主催者に支払われた出展料金は、当該通知のあつた日が属する①～④の基準に基づき、主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）から出展者に対して返金されます（広告代理店を通してのお申し込みの場合は、主催者は広告代理店に返金し、広告代理店が出展者に返金します）。⑤の場合は返金しません。

①2026年10月6日（火）まで……………出展料金の100%

②2026年10月7日（水）から11月7日（土）まで……………出展料金の80%

③2026年11月8日（日）から11月29日（日）まで……………出展料金の70%

④2026年11月30日（月）から12月1日（火）まで……………〔搬入・設営期間〕出展料金の50%

⑤2026年12月2日（水）から4日（金）まで……………〔会期中・撤出撤去期間〕出展料金の0%  
なお、主催者は、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらかじめ提示します。

## 【4.出展契約の解約】

4-1.本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、本出展契約の解約を希望する場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）が主催者が認める方法で主催者に届けつけたうえ、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）に対して支払わなければならないものとします。出展者が出展料金を支払い済みのときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

4-2.キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者へ発生している場合には、主催者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

## 【5.展示スペースの割り当て】

5-1.出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形相に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。

5-2.出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があつても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3.前二項にかかわらず、主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があつた場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体的な変更を行うことができます。

## 【6.各種書類の提出】

出展者等は、「出展細則」提出書類の「提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければならないとします。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場合は、主催者またはその関係者から展示計画等の変更を求められることや、主催者またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとします。

## 【7.展示に関するルールの概要】

7-1.出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2.出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届けつけたうえで、許可を得なければならないとします。

7-3.装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則」提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければならないとします。

7-4.出展者等は、通路など自社小間以外での場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従ふものとします。

7-5.出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ演奏や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってなりません。実演などがあるの出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じる場合がございます。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6.出展者等は、展示会場内に適用されるすべての防火および安全法施行、行政指導を厳守しなければなりません。

7-7.出展者等は、本展示会会期中および会期後の他の出展者等や来場者等に対して迷惑のかかる行為（送引セールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があつたと主催者が判断した場合、主催者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をする場合があります。

7-8.本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9.写真・動画撮影については、出展者は主催者に届けて了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10.出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切の責を負いません。

7-11.その他、本規約等のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で当該出展者との間の本出展契約を解除する場合があります。

## 【8.個人情報取り扱い】

8-1.出展者等は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければならないものとします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければならないとします。

8-2.出展者等は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならないとします。

8-3.出展者等が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者等は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に關し、主催者は一切の責を負いません。

8-4.主催者は、来場者の個人情報の正確性・真实性负责するものではありません。

8-5.出展者等が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者等は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、専用読み取り端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

8-6.主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報（本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者が発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の出展者に対する提供について説明しています。

8-7.出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める「外国にある第三者」である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければならないとします。

8-8.出展者が来場者の個人情報（個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合は、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を取る必要）があります。

## 【9.損害賠償責任】

9-1.主催者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2.出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3.出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者と紛争が発生した場合、主催者はその責を一切負いません。出展者等はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補償しなければならないものとします。

9-4.主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5.主催者は、自らの責任により本展示会が会期の変更・短縮または開催中止となつた場合、主催者は出展者等に対し、過失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等から出展料金の金額を超えないものとします。

9-6.主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7.搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

## 【10.反社会的勢力の排除】

10-1.出展者は、出展者等が「反社会的勢力（以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するもの」とします。

①無差別に団体暴力行為を行つた団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に定義される暴力団員およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会費、社会運動標榜口、政治活動標榜口、特殊犯罪集金などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫の言動および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」といいます）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体10-2.主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しにより出展者等に生じた損害も賠償しません。

10-2.主催者は、出展者等が前項に違反した場合、本出展契約を解除することができます。すでに受領した出展料金を返金せず、また当該解除によって出展者等に生じた損害も賠償しません。

## 【11.その他】

11-1.本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とすることによって出展者等は同意するものとします。

11-2.主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に通知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。